

資料 10 - 4

25文科初第341号

雇児発0606第2号

平成25年6月6日

各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

標記については、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号本職通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）により行われているところであるが、今般、運営要領の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成25年4月1日から適用することとされたので通知する。

【改正後全文】

	20文科初第1279号 雇児発第0305005号 平成21年3月5日	【第十二次改正】	23文科初第1784号 雇児発0331第17号 平成24年3月31日
【第一次改正】	21文科初第6269号 雇児発0701第3号 平成21年7月1日	【第十三次改正】	24文科初第581号 雇児発0823第1号 平成24年8月23日
【第二次改正】	21文科初第362号 雇児発1221第1号 平成21年12月21日	【第十四次改正】	24文科初第986号 雇児発1228第1号 平成24年12月28日
【第三次改正】	21文科初第645号 雇児発0308第2号 平成22年3月8日	【第十五次改正】	24文科初第1226号 雇児発0226第7号 平成25年2月26日
【第四次改正】	21文科初第820号 雇児発0331第3号 平成22年3月31日	【第十六次改正】	25文科初第341号 雇児発0606第2号 平成25年6月6日
【第五次改正】	22文科初第1442号 雇児発0114第1号 平成23年1月14日		
【第六次改正】	22文科初第1354号 雇児発0117第1号 平成23年1月17日		
【第七次改正】	22文科初第1552号 雇児発0208第1号 平成23年2月8日		
【第八次改正】	23文科初第405号 雇児発0623第1号 平成23年6月23日		
【第九次改正】	23文科初第587号 雇児発0722第1号 平成23年7月22日		
【第十次改正】	23文科初第1485号 雇児発0215第2号 平成24年2月15日		
【第十一次改正】	23文科初第1669号 雇児発0313第6号 平成24年3月13日		

各 都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について」（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

安心こども基金管理運営要領

第 1 通則

子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)及び基金を活用して行われる特別対策事業(以下「特別対策事業」という。)については、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 基金事業

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

基金の設置目的

基金の額

基金の管理

運用益の処理

基金の処分

(3) 基金事業の実施

基金事業の実施計画の作成等

ア 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)による特別対策事業」の2の欄において事業ごとに規定する事業実施期限(以下「事業実施期限」という。)までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画を策定する。

エ 都道府県は、市町村が事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。

また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

ただし、事業実施期限の翌日以降実施した事業にかかる経費については、支出できないものとする。

基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

特別対策事業は事業実施期限をもって終了とする。また、基金事業は事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算して3ヶ月間を限度に基金事業を延長することができる。(この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。)

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の のウの「事業実施期限のうち最も遅い日」を「事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算し3ヶ月後」と読み替えるものとする。

基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

基金を解散する前において残余额の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。

(8) 区分ごとの精算

事業実施期限が到来した事業は、別添1「保育所緊急整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添17「ひとり親家庭等への在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」及び別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」にかかる分を除き、別添の2の 欄の区分ごとに、 欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を文部科学大臣及び厚生労働大臣(平成25年度分以降は厚生労働大臣)に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指

示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。

別添 1「保育所緊急整備事業」、別添 2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添 3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添 4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添 6「家庭的保育改修等事業」、別添 7 の 3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 4「保育士修学資金貸付事業」、別添 8「認定こども園整備事業」、別添 8 の 2「幼稚園耐震化促進事業」、別添 17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添 20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」及び別添 22「児童虐待防止対策緊急強化事業」に係る精算については、別添の 2 の 1 に定める事業実施期限が到来した場合には、事業実施期限の属する年度の末日までの収支について精算することとする。精算に当たっては、当該事業に係る保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣（別添 8「認定こども園整備事業」を含む場合は文部科学大臣及び厚生労働大臣）に事業実施期限の属する年度の翌年度の 6 月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、当該事業に係る残余金を国庫に返還しなければならない。

別添 7 の 3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 4「保育士修学資金貸付事業」及び別添 17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、事業実施期限が最も遅い事業に係る精算については、(7) に関わらず、(7) によるものとする。

(9) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、別紙様式等により事業実施状況報告書等を文部科学大臣及び厚生労働大臣（平成 26 年度分以降は厚生労働大臣（別添 8「認定こども園整備事業」、別添 8 の 2「幼稚園耐震化促進事業」及び別添 24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は文部科学大臣及び厚生労働大臣））に提出するとともに公表しなければならない。

なお、事業実施期限のうち最も遅い日の属する年度、別添の 2 の 1 欄に掲げる精算時期の属する年度、別添 1「保育所緊急整備事業」、別添 2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添 3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添 4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添 6「家庭的保育改修等事業」、別添 7 の 3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添 7 の 4「保育士修学資金貸付事業」、別添 8「認定こども園整備事業」、別添 8 の 2「幼稚園耐震化促進事業」、別添 17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添 20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」又は別添 22「児童虐待防止対策緊急強化事業」の事業実施期限の属する年度の事業実施状況報告については、(7) 又は(8) によるものとする。

第 3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、別添1、2、4、6から12、14から22及び25に掲げる事業者(以下「事業者」という。)への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。

都道府県は、の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

その場合、都道府県の負担が生じる特別対策事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

助成対象事業(第3に規定する事業)に使用しなければならない。

別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、厚生労働大臣が必要と認めた額にかかる事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

特別対策事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

市町村は特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、事業者は特別対策事業にかかる収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

市町村及び事業者が から により付した条件に違反した場合には、この助成金

の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

又は に基づき、都道府県知事が別添 17 「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、厚生労働大臣が必要と認めた額にかかる事業の内容の変更又は中止若しくは廃止を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

(2)の 、 及び に掲げる条件

市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

(ウ) 利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中

止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

事業者が より付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4)(2)の及び(3)のにより付した条件に基づき市町村及び事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5)(2)の及び(3)のにより付した条件に基づき市町村及び事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(7)(1)の、(2)の及び(3)のの文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認手続等については、文部科学省分については「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認等について」(平成20年7月30日20文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知)、厚生労働省分については「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日雇児発第0417001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を準用する。

第5 助成額の算定方法

(1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1~25に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(別表)補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。

事業ごとに、により選定された額とにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2の欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

ただし、別添6の4に掲げる事業については次により算出する。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他その収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を算出する。

により選定された額と（別表）補助基準額表に定める補助基準額を比較していずれか少ない方の額を助成額とする。

第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（2）及び（3）に基づき交付決定された交付額にかかる経理と、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の交付について（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）」、「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の交付について（平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号）」、「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の交付について（平成23年1月17日23文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号）」、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（1）（4）（5）（6）及び（7）及び「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の交付について（平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号）」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理とを区分すると共に、両経理間の資金の移動は認めないものとする。
- (3) 都道府県は、別添の2の欄の区分ごとの交付額について、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をする場合は、厚生労働大臣に事前に届け出なければならない。
ただし、別添の2の欄の「2 保育サービス等の充実（文部科学省関係）」、「7 保育所等の複合化・多機能化推進事業」及び「8 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」と他の区分との間の経費の配分の変更は認めない。
- (4) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)による特別対策事業

(定義)

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備(一部改築を含む。)をすること。

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、欄の実施主体が欄の事業内容を実施する場合、欄に掲げる補助率を適用することとする。

区分	事業内容	交付額の根拠	実施主体	補助率			事業実施期限	精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)	(1)保育所等整備事業							
	保育所緊急整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	20年度交付要綱4(1) 21年度交付要綱4(1)ア、イ及びウ 22年度交付要綱4(1)	市町村	別添1の3(1)、(2)及び(3)に該当する市町村 2/3 - 1/12 別添1の3(4)に該当する市町村 1/2 - 1/4	別添1の2(5)に定める期限	平成25年度末(別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改善事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業及び別添8に規定する認定こども園整備事業を除く。)		
	賃貸物件による保育所整備事業(別添2) 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。公立保育所を除く	23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村	別添2の3(1)及び(2)に該当する市町村 2/3 - 1/12 別添2の3(3)に該当する市町村 1/2 - 1/4	別添2の2(5)に定める期限			
	子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	20年度交付要綱4(1) 22年度交付要綱4(1)	市町村	1/2 - 1/2	別添3の2(5)に定める期限			
	放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/3 - 2/3 1/3 1/3 1/3	別添4の2(4)に定める期限			
	(2)広域的保育所利用事業(別添5)	21年度交付要綱4(1)工及びオ 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村	1/2 - 1/2	平成25年度末			
	自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。							

区分	事業内容	交付額の根拠	実施主体	補助率			事業実施期限	精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 (文部科学省関係を除く) 保育サービス等の充実	(3) 家庭的保育改修等事業(別添6)						別添6の2(3)に定める期限	
	家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。	20年度交付要綱4(3) 21年度交付要綱4(1)カ、キ及びク 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村	別添6の3(1)及び(2)に該当する市町村	2/3	-	1/3	
	家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	20年度交付要綱4(3) 21年度交付要綱4(1)カ及びキ 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	都道府県 市町村		1/2	1/2	-	
	(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							平成25年度末
	グループ型小規模保育事業(別添6の2) グループ型小規模保育の実施に必要な費用の補助を実施する。	23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村 指定都市 中核市		1/3	1/3	1/3	
	認可外保育施設運営支援事業(別添6の3) 設備運営基準第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設等に対し、運営に要する費用の一部の補助を実施する。	23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村 指定都市 中核市	別添6の3(2)に該当する場合	1/2	1/4	1/4	
	地域型保育・子育て支援モデル事業(別添6の4) 子ども・子育て支援新制度において実施することが検討されている地方版子ども・子育て会議(仮称)の設置及び小規模保育や地域子育て支援事業のほか放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能の保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した積極的な待機児童解消を図るモデル事業に対して補助を実施する。	23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村	別添6の3(2)に該当する場合 別添6の3(2)に該当する場合 別添6の3(2)に該当する場合 別添6の3(2)に該当する場合 別添6の3(2)に該当する場合 別添6の3(2)に該当する場合	1/3	1/3	1/3	
	(5) 子育て支援交付金からの移行事業							平成25年度末
	乳児家庭全戸訪問事業(別添6の5) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業に対して補助を実施する。		市町村		1/2	-	1/2	
	養育支援訪問事業(別添6の6) 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業に対して補助を実施する。		市町村		1/2	-	1/2	
	ファミリー・サポート・センター事業(別添6の7) 地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図るための事業に対して補助を実施する。		市町村		1/2	-	1/2	
	子育て短期支援事業(別添6の8) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業として、市町村が行う事業に対して補助を実施する。	24年度交付要綱4(1)	市町村		1/2	-	1/2	
	地域子育て支援拠点事業(別添6の9) 地域子育て支援拠点事業の実施に必要な費用の補助を実施する。		市町村		1/2	-	1/2	
	一時預かり事業(別添6の10) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業の補助を実施する。		市町村		1/2	-	1/2	
	へき地保育事業(別添6の11) 山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対する補助を実施する。		市町村		1/2	-	1/2	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(別添6の12) 子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や関係機関等の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等を図るための事業に対する補助を実施する。		市町村		1/2	-	1/2		

平成25年度末(別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改修事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業及び別添8に規定する認定こども園整備事業を除く。)

区分	事業内容	交付額の根拠	実施主体	補助率			事業実施期限	精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 （文部科学省関係を除く） 保育サービス等	(6) 保育士人材確保等事業							
	保育士研修等事業(別添7) 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用、保育士の人材確保への取組及びアクションプログラム実践のための事業の補助を実施する。	20年度交付要綱4(4) 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	都道府県 市町村 市町村	別添7を除く)、 1/2 1/2 別添7 1/2 1/2	2(1)の事業 1/2 - 2(1)の事業 - -	(工) - 1/2 1/2	平成25年度末	
	保育士・保育所支援センター開設等事業(別添7の2) 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を開設・運営するための事業の補助を実施する。	21年度交付要綱4(1)ケ 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	都道府県 市町村	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成25年度末	
	認可外保育施設保育士資格取得支援事業(別添7の3) 認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	24年度交付要綱4(1)	都道府県	3/4	1/4	-	別添7の3の2(5)に定める期限	平成25年度末(別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改善事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業及び別添8に規定する認定こども園整備事業を除く。)
	保育士修学資金貸付事業(別添7の4) 保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うための事業の補助を実施する。	24年度交付要綱4(1)	都道府県	3/4	1/4	-	別添7の4の2(4)に定める期限	
	保育士等処遇改善臨時特別事業(別添7の5) 保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うための事業の補助を実施する。	24年度交付要綱4(1)	市町村	定額	-	-	平成25年度末	
	(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
	電力需給対策に対応した休日保育特別事業等(別添7の6) 電力需給対策実施期間における、休日保育特別事業及び延長保育特別事業の補助を実施する。	22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2	- 1/4	1/2 1/4	別添7の6の2(1)ア及びアに定める期限	
	電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業(別添7の7) 電力需給対策実施期間における、家庭の代わりとなる居場所が必要な児童を受け入れる事業の補助を実施する。	22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	指定都市 中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2	- 1/4	1/2 1/4	別添7の7の2(1)に定める期限	
	(8) 認定こども園整備等事業							
	認定こども園整備事業(厚生労働省関係)(別添8) 認定こども園等の施設整備費の補助を実施する。 社会福祉法人等が対象	20年度交付要綱4(1) 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村 市町村	別添8の2(2) 1/2 別添8の2(2) 2/3	- - - -	の事業 1/4 の事業 1/12	別添8の2(5)に定める期限	
	認定こども園事業費(厚生労働省関係)(別添9) 認定こども園の事業費の補助を実施する。 社会福祉法人等が対象	20年度交付要綱4(1) 22年度交付要綱4(1) 23年度交付要綱4(4) 24年度交付要綱4(1)	市町村	1/2	1/4	1/4	平成25年度末	

区分	事業内容	交付額の根拠	実施主体	補助率			事業実施期限	精算時期
				国	都道府県	市町村		
2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)	認定こども園整備事業(文部科学省関係)(別添8) 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 学校法人等が対象	20年度交付要綱4(2) 22年度交付要綱4(2)	市町村	1/2	-	1/4	別添8の2(5)に定める期限	平成25年度末 (別添8に規定する認定こども園整備事業および別添8の2に規定する幼稚園耐震化促進事業を除く。)
	幼稚園耐震化促進事業(文部科学省関係)(別添8の2) 認定こども園を構成又は移行を予定する幼稚園の耐震化事業に対する補助を実施する。 学校法人等が対象	23年度交付要綱4(5) 24年度交付要綱4(2)	都道府県	1/2	-	-	別添8の2の2(5)に定める期限	
	認定こども園事業費(文部科学省関係)(別添9) 認定こども園の事業費の補助を実施する。 学校法人等が対象	20年度交付要綱4(2) 22年度交付要綱4(2) 23年度交付要綱4(5)	市町村	1/2	1/4	1/4	平成25年度末	
	(9) 認定こども園等の環境整備等事業							
	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(別添10) 幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)アからエ 23年度交付要綱4(5)	都道府県	1/2 別添10の3(2)イに該当する幼稚園 1/3	-	-	平成25年度末	
認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援(別添11) 認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)オ 23年度交付要綱4(5)	都道府県	事業主が都道府県の場合 1/2 1/2 - 事業主が市町村の場合 1/2 - 1/2 事業主が都道府県が適当と認める者の場合 1/2 - -			平成25年度末		

区分	事業内容	交付額の根拠	実施主体	補助率			事業実施期限	精算時期	
				国	都道府県	市町村			
3 すべての子ども・家庭への支援	地域子育て創生事業(別添12)						別添12の2(4)に定める期限	平成25年度末	
	・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援	21年度交付要綱4(3)	都道府県 市町村	定額	-	-			
	・地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援		都道府県 市町村						
	・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援		都道府県 市町村						
	・平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援		都道府県 指定都市 児童相談所設置市						
	・育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)		都道府県 市町村						
	・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)		都道府県 市町村						
	・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援		都道府県						
	・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援		都道府県						
	・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)		都道府県 市町村						
	・地域子育て支援拠点の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援		都道府県 市町村						
	・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料及び改修費等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費及び改修費の支援		都道府県 市町村						
	・子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組		都道府県 市町村						
	・東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助		都道府県 市町村						
	・東日本大震災に伴う保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援	都道府県 市町村							
	地域子育て特別支援事業(別添12の2)						別添12の2(4)に定める期限		
	・子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組	21年度交付要綱4(3)	都道府県 市町村	定額	-	-			
	・児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う指定医療機関に入院する子どもへの特別の支援		都道府県 指定都市 児童相談所設置市						
	・東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助		都道府県 市町村						
	・東日本大震災に伴う保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援		都道府県 市町村						
・東日本大震災に係る対応として、子どもの遊び場の確保など福島県の子どもの支援に関する取組	福島県 福島県内 市町村								
・東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取組(福島県を除く)	都道府県 市町村 (福島県及び福島県内市町村を除く)								

区分	事業内容	交付額の根拠	実施主体	補助率			事業実施期限	精算時期
				国	都道府県	市町村		
4 ひとり親家庭等への支援の拡充	(1) 高等技能訓練促進費等事業(別添13) 高等技能訓練促進費及び入学支援費一時金を支給する。母子家庭等対策総合支援事業により補助が行われる分を除く。	21年度交付要綱4(4)ア及びイ 23年度交付要綱4(6)	都道府県 市、福祉事務所設置町村	3/4 3/4	1/4 -	- 1/4	平成24年度末	平成25年度末(別添17に規定するひとり親家庭等の在宅就業支援事業を除く。)
	(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業(別添14) 母子家庭等就業・自立支援センター等において、職業訓練を受けているひとり親家庭に対する託児サービスを提供する。		都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成25年度末	
	(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業(別添15) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、ひとり親に対する相談支援、就職活動支援を行うとともに、ひとり親が働きやすい職場の開拓等を支援	21年度交付要綱4(4)工及びイ 23年度交付要綱4(6)	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成25年度末	
	(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業(別添16) 戸別訪問による相談支援等 引きこもりがちであるなど、就業活動に至らない母子家庭の母に対して、戸別訪問による相談支援を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策の活用への結びつける。 就業活動支度の費用についての支援 戸別訪問による支援を行った母子家庭の母が、母子自立支援プログラム策定後の就業活動をする際に、その支度に必要な物品の取得について支援する。	24年度交付要綱4(5)	都道府県 市、福祉事務所設置町村	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成25年度末	
	(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(別添17) ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する地方自治体に対し助成を行う。	21年度交付要綱4(4)ウ 23年度交付要綱4(6) 24年度交付要綱4(5)	都道府県 市	定額	-	-	別添17の2(4)に定める期限	
	(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業(別添18) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4(4)工及びイ 23年度交付要綱4(6) 24年度交付要綱4(5)	都道府県	1/2	1/2		平成25年度末	
5 社会的養護の拡充	(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業(別添19) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4(5)	都道府県 指定都市、児童相談所設置市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成24年度末	別添20の3に定める期限
	(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(別添20) ・老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。 ・ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置に必要な賃借料、改修費等の補助を実施する。	21年度交付要綱4(5) 24年度交付要綱4(6)	都道府県 指定都市、中核市、児童相談所設置市 上記以外の市、福祉事務所設置町村 指定都市、中核市 上記以外の市町村	1/2 1/2 1/2	1/2 -	1/4 1/2 1/4	別添20の2(4)に該当する市町村	
	(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(別添21) 児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために研修に参加する経費及び研修期間中の代替職員の経費等の補助を実施する。	21年度交付要綱4(5)	都道府県 指定都市、児童相談所設置市	1/2 1/2	1/2 -	- 1/2	平成24年度末	
6 児童虐待防止対策の強化	児童虐待防止対策緊急強化事業(別添22) ・児童の安全確認等のための体制強化 ・児童虐待防止対策強化のための広報啓発 ・児童虐待防止対策強化のための資質向上 ・児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善 ・児童虐待防止緊急対応強化の取組	22年度交付要綱4(4) 23年度交付要綱4(7) 24年度交付要綱4(7)	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村	定額	-	-	別添22の2(4)に定める期限	平成25年度末(児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善を除く。)

区分	事業内容	交付額の根拠	実施主体	補助率			事業実施期限	精算時期
				国	都道府県	市町村		
7 複合化・多機能化 保育所等の	保育所等の複合化・多機能化推進事業(別添23) 復興計画などに基づき、子育て関連施設を複合化・多機能化する際の整備費について補助を実施する。	23年度交付要綱4(2)	市町村	1/2	-	1/2	別添23の2(5)に定める期限	別添23の2(5)に定める期限の属する年度の末日
			都道府県 [別添23の2の(2)の場合のみ] 指定都市・中核市[別添23の2の(2)の及びの場合のみ] 上記以外の市町村[別添23の2の(2)の及びの場合のみ]	1/3	2/3	-		
8 複合化・多機能化 幼稚園等の	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業(別添24) 復興計画などに基づき、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する幼稚園又は保育所型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する保育所の幼稚園機能部分に対し、複合化・多機能化する際の整備費について補助する。	23年度交付要綱4(3)	市町村	1/2	-	1/2	別添24の2(5)に定める期限	別添24の2(5)に定める期限の属する年度の末日
			都道府県 [別添23の2の(2)の及びの場合のみ]	1/3	1/3	-		
9 電子システム構築等 子ども・子育て支援新制度に係る	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業(別添25) 先般成立した子ども・子育て関連三法に基づく制度(以下、「子ども・子育て支援新制度」という。)の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要となるシステム導入経費及び事前調査経費について補助する。	24年度交付要綱4(3)	都道府県 市町村	定額	-	-	別添25の2(4)に定める期限	別添25の2(4)に定める期限の属する年度の末日
10 その他事業 (都道府県事務費)	その他事業(都道府県事務費)(別添26) 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付要綱4(5)	都道府県	1/2	1/2	-	平成25年度末	平成25年度末

(注1) 欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注2) 欄の「21年度交付要綱」とは平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注3) 欄の「22年度交付要綱」とは平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注4) 欄の「23年度交付要綱」とは、平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注5) 欄の「24年度交付要綱」とは、平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注6) 欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

(補助基準額)

3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

保育所緊急整備事業

1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。

ただし、下記3（2）の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

さらに、下記3（3-1）の対象事業については、平成23年4月1日以降に事業を開始するものに限り、下記3（3-2）の対象事業については、平成24年2月8日以降に事業を開始するものに限る。

(2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

(5) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、平成25年度中に施設整備に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

- (1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日、平成22年10月1日、平成23年10月1日又は平成24年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成25年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注)「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成25年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という。）又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区分	②補助率		
	国	市町村	事業者

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第2項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
--	-----	-----	-----

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

(2) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日、平成22年10月1日、平成23年10月1日又は平成24年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成25年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペース活用促進加算として3,000千円を本体工事の補助基準額に加算

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,300千円とする。

ウ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

エ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

オ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

カ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

キ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

ク 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国 2 / 3、市町村 1 / 12、事業者 1 / 4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第2項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

(注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。)

(3-1) 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」(以下「先取りプロジェクト」という。)に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体(助成決定年度の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。)、かつ、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上である市町村が、創設、増築、増改築による整備を行う場合、または、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 定員規模による定額(「標準」単価)

ただし、都市部については、割増単価(「都市部」単価)を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として3,000千円を本体工事の補助基準額に加算

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,300千円とする。

ウ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

エ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

オ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備(創設を含む)を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

カ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に1施設あたり3,000千円を別途加算

キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

ケ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、(別表)補助基準

額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第2項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

(注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。)

(3-2)「先取りプロジェクト」又は「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体（助成決定年度の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。）、かつ、平成23年10月1日、平成24年10月1日又は平成25年4月1日現在の待機児童数が原則1人以上である市町村が、創設、増築、増改築による整備を行う場合、または、地域の余裕スペースを活用して、保育所を整備する事業を行う場合。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として3,000千円を本体工事の補助基準額に加算

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,300千円とする。

ウ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

エ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

オ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

カ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に1施設あたり20,000千円を別途加算

キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

ケ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2

項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、(別表)補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第2項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築

(注: 増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。)

(4)(1)~(3-1)及び(3-2)以外の場合

① 補助基準額

ア 定員規模による定額(「標準」単価)

ただし、都市部については割増単価(「都市部」単価)を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備(創設を含む)を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象(ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事のみが対象)

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、(別表)補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備((1)の③、(2)の③、(3-1)の③及び(3-2)の③に係る増改築の場合を除く。)の整備区分については、(1)、(2)、(3-1)及び(3-2)に該当する市町村についても(4)の対象とし、補助率を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第2項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
保育所開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合または、既に土地を賃借している場合で新たに保育所を整備する場合に必要な費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 （改築・増改築・大規模修繕等	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

の場合が対象) ※大規模修繕等 については、仮 設整備工事費の み対象	
---	--

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 保育所開設準備費加算について

平成20年度補正予算(第1号)における保育所施設整備費補助金又は認定こども園施設整備費補助金により整備した保育所については、保育所開設準備費加算の交付ができるものとする。

① 交付額

整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

賃貸物件による保育所整備事業

1 事業の目的

保育所を整備するにあたり、都市部を中心に保育所の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

なお、下記3（3）①ウのうち、「設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借上げが、平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3（1）の対象事業については、借上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

さらに、下記3（2-1）の対象事業については、借上げが、平成23年4月1日以降の新規契約のものに限り、下記3（2-2）の対象事業については、平成24年2月8日以降に事業を開始するものに限る。

(2) 借上対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）、又は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）を満たす施設（以下「設備運営基準を満たす認可外保育施設」という。）及び設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 借上対象施設の設置主体（事業者）

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者

(5) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、平成25年度中に施設整備に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成27年

3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

- (1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日、平成22年10月1日、平成23年10月1日又は平成24年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成25年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、賃貸物件により、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注)「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 2,000万円

※20人未充分園を含む。

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

- (2-1)「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」（以下「先取りプロジェクト」という。）に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体（助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という。）の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。）、かつ、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上である市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、賃貸物件により、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 賃借料補助

- 契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円
- イ 改修費等補助
認可保育所
本園の場合 1施設当たり 2,500万円
分園※の場合 1施設当たり 2,000万円
※20人未充分園を含む。

- ② 補助率
国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(2-2)「先取りプロジェクト」又は「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体（助成決定年度の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。）、かつ、平成23年10月1日、平成24年10月1日又は平成25年4月1日現在の待機児童数が原則1人以上である市町村が、地域の余裕スペースを活用して、賃貸物件により、保育所を整備する事業を行う場合。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

- ① 補助基準額
- ア 賃借料補助
契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円
- イ 改修費等補助
認可保育所
本園の場合 1施設当たり 2,500万円
分園※の場合 1施設当たり 2,000万円
※20人未充分園を含む。

- ② 補助率
国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3)(1)、(2-1)及び(2-2)以外の場合

- ① 補助基準額
- ア 賃借料補助
契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円
- イ 改修費等補助
認可保育所
本園の場合 1施設当たり 2,500万円
分園※の場合 1施設当たり 1,500万円
※20人未充分園を含む。

ウ 保育所開設準備費

設備運営基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円
 設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設
 1施設当たり 1,500万円

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用
保育所開設準備費 (3(3)①ウ)	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用

別添 3

子育て支援のための拠点施設整備事業

1 事業の目的

子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

子育て相談や子育てサークル活動等の地域の実情に応じた子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備を行う事業。

(2) 整備対象施設

平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体

市町村

※ 子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な主体に委託可能。

(5) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、平成25年度中に施設整備に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

- ① 1施設当たり定額
- ② 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ③ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象
- ④ 対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

(2) 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 2

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

別添4

放課後児童クラブ設置促進事業

1 事業の目的

子どもにとって最も安全で安心な場所である小学校内を活用するなどの方法により、放課後児童クラブを設置するために要する費用の一部を補助することにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業実施施設（平成19年3月30日文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設））として使用するために必要な建物改修及び倉庫設備の設置を実施する。

(2) 事業の実施主体

市町村

(3) 事業者

市町村、社会福祉法人、その他の者

(4) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、平成25年度中に改修等に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1施設当たり 10,000千円

ただし、都市部（「都市部」とは、助成の決定を行う年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

(2) 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

（注）指定都市、中核市の場合 国1/3、指定都市・中核市2/3

4 対象経費

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修及び倉庫設備の設置のために必要な費用

広域的保育所利用事業

1 事業の目的

近隣に入所可能な保育所が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置することも送迎センター（以下「送迎センター」という。）を中心とし、原則、各保育所の保育士が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎を実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

広域的保育所利用事業の実施に必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士の雇上費等の補助を行う。

(2) 事業の実施主体

市町村

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と入所可能な保育所が離れているために送迎が必要な児童とする。

(4) 実施要件

- ① 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所を決めること。また、送迎センター1施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とし、複数の保育所が共同で利用すること。
- ② 保育所毎に該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士を配置し、原則、利用保育所の保育士が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士を配置することも可とする。
- ③ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ④ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。
ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑤ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑦ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全

部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

- ① バス等購入費 送迎センター1か所につき 1,500万円
または、借上げ費 年間750万円
- ② 保育士雇上費 1保育所・1送迎センターにつき 年間500万円
- ③ 運転手雇上費 年間500万円
- ④ 事業費（送迎センター実施場所の賃借料等） 年間1,000万円

(2) 補助率

国1/2、市町村1/2

4 対象経費

広域的保育所利用事業を実施する場合に必要なバス等の購入または借上げ費、当該事業の付き添い保育士の賃金、運転手の賃金、送迎センター実施場所の賃借料、バス運行費、需用費（消耗品費）等